

令和8年4月1日

お客様各位

公益社団法人
伊奈町シルバー人材センター
理事長 鈴木 正男

作業可能な植木の高さ制限について（通知）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠に有難うございます。当センターの事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国のシルバー人材センターでは近年、植木作業による転落・墜落の重篤・死亡事故が発生しております。当センターとしましても、会員の「健康を第一」に安全に作業できる環境を確保する為、危険を伴う三脚脚立の高所作業について、今回、基準の見直しをおこなったところでございます。

つきましては、お客様には大変ご迷惑をおかけするかと思いますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 内 容 | 三脚脚立の使用可能高を10尺までとする。 (※手入れができる植木の <u>高さは約3.7mまで</u> となります。) |
| 2. 理 由 | 会員の安全確保のため |
| 3. 備 考 | 適用は、令和8年4月就業分からとする。 |

以上

伊奈町シルバー人材センター
安全・適正就業推進員 石塚
TEL 7 2 0 - 5 9 1 1